

廿日市市人事行政の運営等の状況の公表

問合せ 市役所人事課給与係 ☎ 30-9105

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

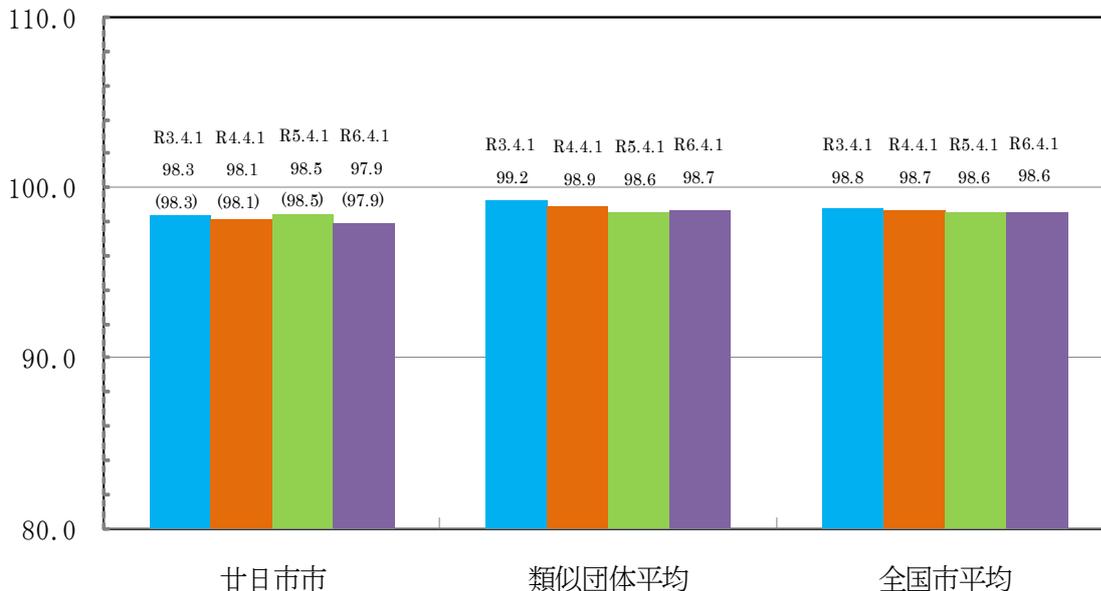
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 116,025	千円 61,188,459	千円 10,961,697	% 17.9	% 17.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) R5年度 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 1,055	千円 4,015,371	千円 912,726	千円 1,651,765	千円 6,579,862	千円 6,237	千円 6,361

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、

60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当しない。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	給与改定率
令和6年度	2.55%

(参考) 国の改定率
2.76%

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	年間支給月数
令和6年度	4.60月

(参考) 国の年間支給月数
4.60月

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%の引下げを行い、激変緩和のため現給保障を実施した。

他の給料表についても、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施した。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準3%に対し、廿日市市も3%を支給している。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施した。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
廿日市市	44.0歳	322,205円	401,750円	358,634円
広島県	43.2歳	330,092円	408,535円	368,685円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	42.1歳	316,955円	406,373円	367,288円

② 技術職（技能労務職）

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
廿日市市	53.7歳	17人	259,700円	282,012円	274,212円	—	—	—	—
うち学校給食員	59.9歳	6人	271,000円	299,001円	288,463円	調理士	44.7歳	261,900円	1.14
うち用務員	64.4歳	1人	256,200円	265,886円	263,886円	用務員	49.1歳	244,800円	1.09
うちその他	48.9歳	10人	253,270円	273,432円	266,693円	—	—	—	—
広島県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円	—	—	—	—
類似団体	53.0歳	31人	316,762円	372,923円	354,212円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
廿日市市	4,203,604円	—	—
うち学校給食員	4,405,721円	3,438,100円	1.28
うち用務員	3,841,770円	3,297,300円	1.17
うちその他	4,118,517円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和3～令和5年度3か年平均）

※技術職（技能労務職）の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
廿日市市	42.0歳	337,218円	416,474円	374,182円
広島県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	38.9歳	307,968円	398,950円	356,448円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		廿日市市	広島県	国
一 般 行 政 職	大学卒	202,400円	205,537円	196,200円
	高校卒	176,100円	173,729円	166,600円
技術職(技能労務職)	18歳以上20歳未満 (高校卒)	179,600円	—	—
消 防 職	大学卒	224,600円	—	—
	高校卒	194,900円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

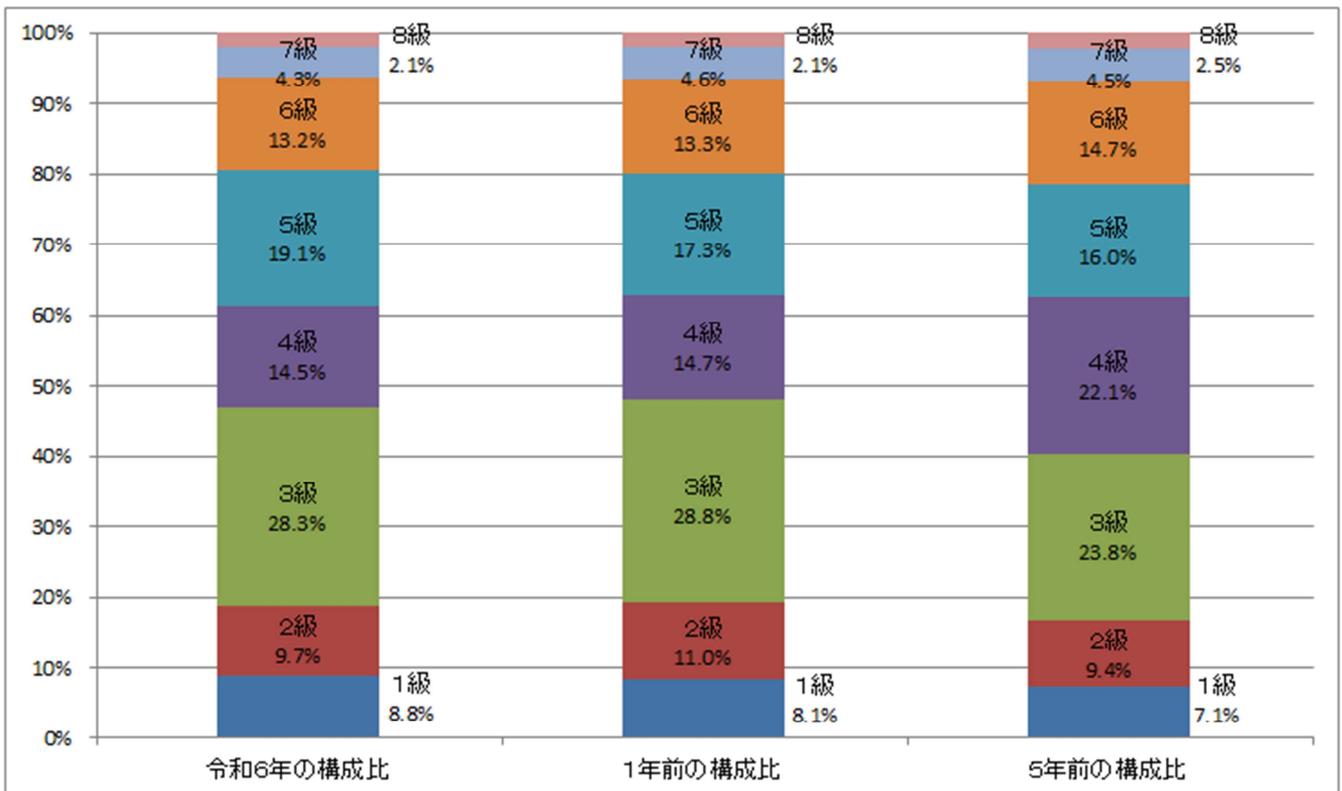
区 分		経験年数 10年	経験年数 20年	経験年数 25年	経験年数 30年
一 般 行 政 職	大学卒	265,805円	343,158円	375,850円	402,395円
	高校卒	—	327,600円	—	384,000円
技術職(技能労務職)		—	—	—	—
消 防 職	大学卒	—	352,150円	390,033円	392,700円
	高校卒	264,500円	—	—	393,320円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

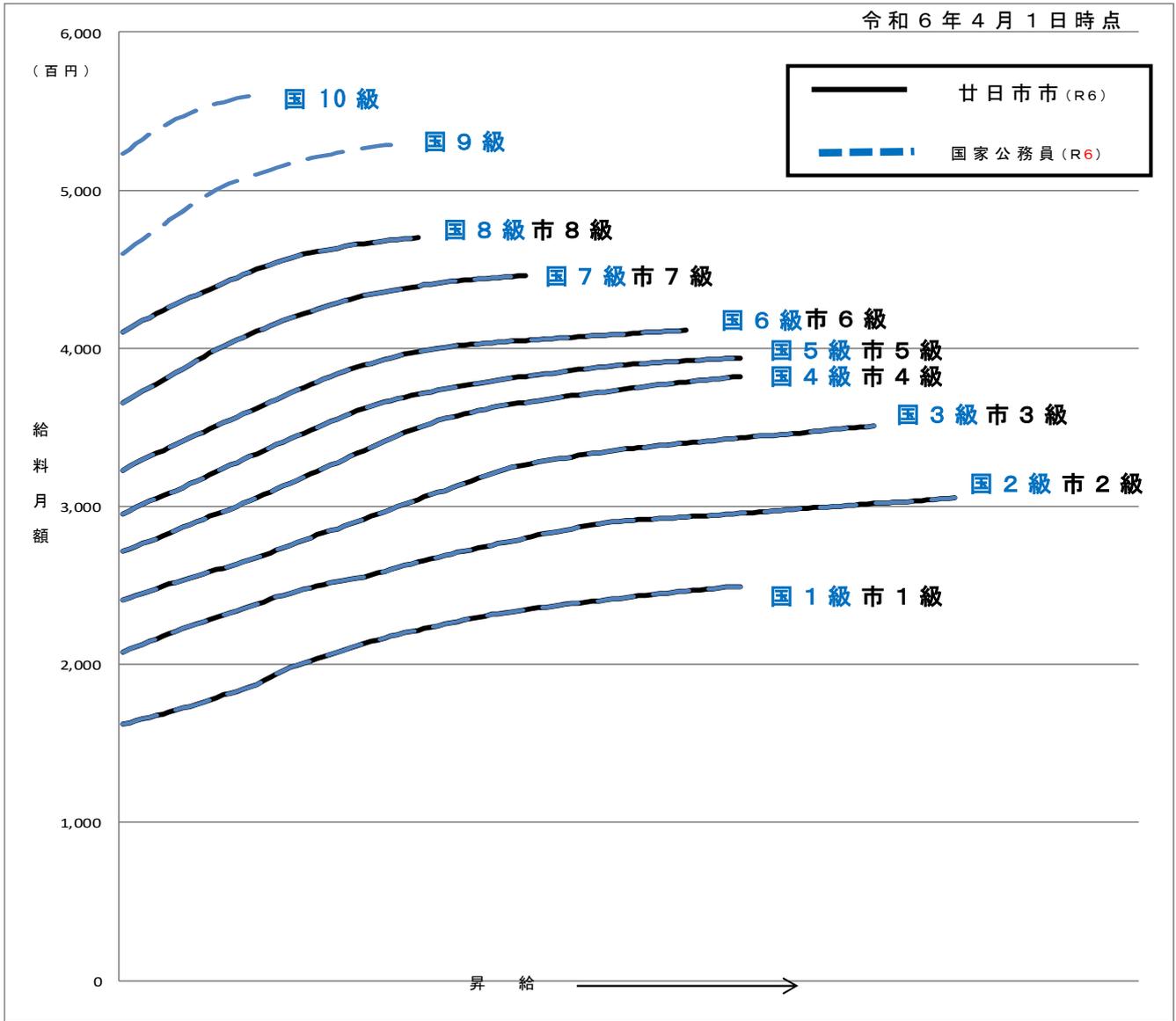
(1) 一般行政職級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師の職務	59人	8.8%	162,100円	249,400円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事・技師の職務	65人	9.7%	208,000円	305,200円
3級	主任、又は主任主事・主任技師の職務	189人	28.3%	240,900円	351,000円
4級	係長の職務	97人	14.5%	271,600円	382,000円
5級	課長補佐の職務	128人	19.1%	295,400円	394,000円
6級	課長の職務	88人	13.2%	323,100円	411,300円
7級	部の次長の職務	29人	4.3%	365,500円	446,200円
8級	部長の職務	14人	2.1%	410,300円	470,000円

(注) 1 廿日市市の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（廿日市市）

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

廿日市市	広島県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,519 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,563 千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 5%～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（廿日市市）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○			
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない			○	
活用予定時期			未定	

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

廿日市市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2%～45%加算 (退職時特別昇給 なし)			定年前早期退職特例措置 2%～45%加算		
1人当たり平均支給額 5,751千円 21,311千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		129,415千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		118千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
広島市	10.0%	10人	10.0%
上欄の地域を除く広島県内の地域	3.0%	1,070人	3.0%

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		3,906千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		28千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		13.4%		
手当の種類（手当数）		9種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
徴収事務に従事する職員の特殊勤務手当	市税、国民健康保険税又は税外諸収入金の徴収事務に常に従事する職員	市税、国民健康保険税又は税外諸収入金の徴収事務	175千円	2,000円/月
防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当	防疫等作業に従事する職員	感染症患者への対応業務等	—	400円/日
消防職員の特殊勤務手当	消防職員	①救命処置 ②消火・救急救助 ③高所訓練・作業 ④潜水訓練・作業	264千円	①200円/回 (有資格者は510円) ②200円/回 ③200円/日 ④500円/日
行路死亡人取扱職員の特殊勤務手当	行路死亡人取扱職員	行路死亡人の死体処理	—	1,000円/件 (又は2,000円/件)
塵芥処理の指導監督及び作業に従事する職員の特殊勤務手当	塵芥処理の指導監督及び作業に従事する職員	廃棄物処理施設における塵芥処理の指導監督及び作業	—	400円/日
社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	社会福祉業務に従事する職員	生活保護法に規定する業務	527千円	5,000円/月
し尿の収集及び運搬業務に従事する職員の特殊勤務手当	宮島清掃センターに勤務する職員	し尿の収集及び運搬業務	—	400円/日
鹿の死体処理又は角切作業に従事する職員の特殊勤務手当	鹿の死体処理又は角切作業に従事する職員	鹿の死体処理又は角切作業	—	400円/日
特定の地域で医師として診療に従事する職員の特殊勤務手当	医師の確保が困難な地域に在勤して診療に従事する医師	医師の確保が困難な地域に在勤して診療に従事	2,400千円	20万円/月

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	379,897千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	407千円
支給実績（令和4年度決算）	380,906千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	423千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・子 10,000円 ・子以外の扶養親族 6,500円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算 	同		116,958千円	247千円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者 6箇月定期券相当額 (限度額55,000円/月) ・自動車等交通用具利用者 片道2km以上通勤距離区分に応じて 2,000円～33,700円 	異	交通用具利用者における距離区分及び最高限度額	62,754千円	74千円
住居手当	借家等居住者 12,000円を超える家賃を支払っている職員 〔限度額：市内35,000円/月 市外23,000円/月〕	異	支給限度額	84,502千円	308千円
単身赴任手当	通勤距離35kmを超える通勤困難者 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎額 30,000円 ・住居との距離区分に応じて 8,000円～70,000円加算 	異	支給対象距離	—	—
休日勤務手当	正規の勤務時間として休日に勤務 1時間当たり給与額×135/100×時間数	同		62,323千円	407千円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務 1時間当たり給与額×25/100×時間数	同		13,257千円	86千円
宿日直手当	宿日直勤務をした場合、勤務1回につき 2,200円～6,600円	異	支給対象及び支給額	—	—
管理職手当	部長級70,000円、次長級60,000円、 課長級50,000円、その他40,000円	異	支給対象及び支給額	95,270千円	607千円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が、臨時・緊急時の必要により、週休日、休日又は、平日深夜に勤務した場合 職員区分に応じて週休日又は休日4,000円～8,000円 平日深夜 2,000円～4,000円	異	支給額	743千円	12千円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	940,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額
	副 市 長	765,000 円	1,030,000 円 / 686,000 円
	教 育 長	702,000 円	880,000 円 / 680,000 円
報 酬	議 長	520,000 円	760,000 円 / 450,000 円
	副 議 長	480,000 円	670,000 円 / 400,000 円
	議 員	440,000 円	620,000 円 / 377,000 円
期 末 手 当	市 長	(令和5年度支給割合) 4.50 月分	
	副 市 長	(令和5年度支給割合) 4.50 月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
	副 市 長	給料月額×年数×500/100 18,800 千円	任期毎
	教 育 長	給料月額×年数×300/100 9,180 千円	任期毎
		給料月額×年数×250/100 7,020 千円	任期毎
	備 考		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職の状況

(単位：人)

職 種	令和 5.4.1 現在	退職者数	採用者数	令和 6.4.1 現在
一般事務職	577(50)	33(18)	50(20)	594(52)
保育士職	157(24)	12(4)	13(3)	158(23)
技師職	142(18)	11(5)	12(1)	143(14)
保健師職	36(5)	3(2)	5(3)	38(6)
消防職	179	5	7	181
技術職	17(15)	3(3)	6(6)	20(18)
計	1,108(112)	67(32)	93(33)	1,134(113)

(注) 1 ()内は、任期付職員数のうち数である。

2 職種替えによる退職及び採用を除く。

(2) 事由別退職者数

(単位：人)

定年退職	早期退職募集制度 による退職	普通退職	分限・懲戒退職	その他	計
0	6	76(48)	0	0	82(48)

(注) ()内は、任期付職員数のうち数である。

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

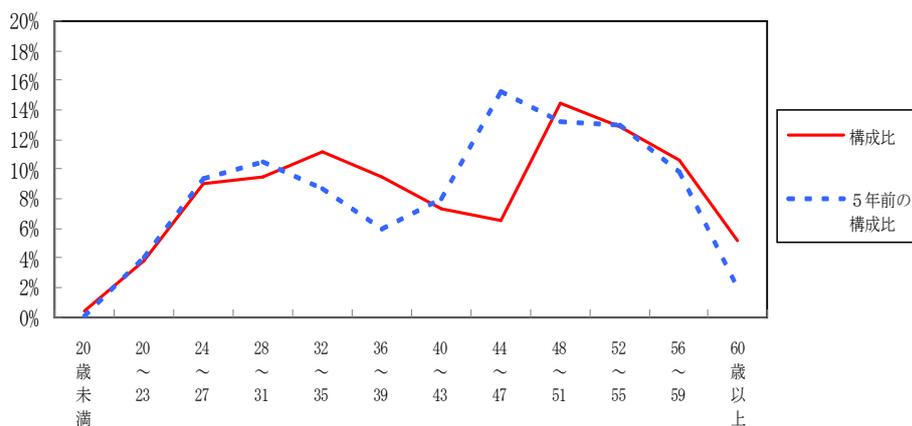
(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和5年度	令和6年度		
一般会政部門	一般行政部	議会	8	9	1	任期付職員（育休代替）の採用
		総務	221	224	3	企画部門の体制強化ほか
		税務	46	47	1	税務部門の体制強化
		民生	263	277	14	任期付職員（育休代替）の採用ほか
		衛生	54	57	3	衛生部門の体制強化ほか
		労働	1	1	0	
		農水	35	35	0	
		商工	33	31	△2	商工部門の体制整理
		土木	147	150	3	任期付職員（育休代替）の採用ほか
	計	808	831	23	<参考> 人口1万人当たり職員数 71.62人 (R6類似団体の人口1万人当たり職員数48.35人)	
	教育部門	68	68	0		
	消防部門	179	181	2	消防部門の体制強化	
	小計	1,055	1,080	25	<参考> 人口1万人当たり職員数 93.08人 (R6類似団体の人口1万人当たり職員数62.69人)	
公営企業等	水道	0	0	0		
	下水道	28	28	0		
	その他	25	26	1		
	小計	53	54	1		
合計			1,108 [1,075]	1,134 [1,095]	26	<参考> 人口1万人当たり職員数 97.74人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(4) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 4	人 43	人 102	人 107	人 126	人 107	人 83	人 74	人 164	人 146	人 120	人 58	人 1,134

(5) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	744	753	750	773	808	831	87(111.7%)
教 育	80	80	79	73	68	68	△12(85.0%)
消 防	179	179	179	179	179	181	2(101.1%)
普通会計計	1,003	1,012	1,008	1,025	1,055	1,080	77(107.7%)
公営企業等会計計	83	86	81	80	53	54	△29(65.1%)
総合計	1,086	1,098	1,089	1,105	1,108	1,134	48(104.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 標準的な勤務時間の状況 (週 38 時間 45 分)

区 分	勤務時間	休憩時間
月～金曜日	8時30分～17時15分	12時～13時

(2) 年次有給休暇の平均取得状況 (令和5年度)

平均取得日数	取 得 率
13.4日	36.1%

8 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業の取得状況 (令和5年度)

(単位：人)

区 分	育児休業取得者数	うち前年度からの取得者
男性職員	12	0
女性職員	60	33
計	72	33

9 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分の被処分者数 (令和5年度)

(単位：人)

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合	0	0			0
心身の故障の場合	0	0	32		32
職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0			0
刑事事件に関し起訴された場合			0		0
計	0	0	32		32

(2) 懲戒処分の被処分者数（令和5年度）

（単位：人）

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計	訓告など
被処分者数	0	0	0	0	0	0

10 職員のサービスの状況

(1) 営利企業等従事許可申請の状況（令和5年度）

（単位：件）

区 分	申請件数	許可件数
会社の役員等の地位を兼ねる場合	1	1
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	1	1
報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合	7	7
計	9	9

11 職員の研修の状況

(1) 職員研修の状況（令和5年度）

（単位：人）

区 分	受講職員数 （延べ人数）	主な研修内容等	
市が主催した研修	1,712	メンタルヘルス研修、ハラスメント研修、新規採用職員研修、OJT研修、人事評価（目標設定・期末・面談力向上・評価実践）研修、SF実践研修、交通安全研修、コンプライアンス研修、Eラーニング等	
派遣研修	県内	341	広島県自治総合研修センター、広島市主催研修等
	県外	30	自治大学校、市町村アカデミー、国際文化アカデミー、日本経営協会、海外派遣研修等

12 職員の人事評価の状況

(1) 職員の人事評価の状況（令和5年度）

評価項目	能力評価	業績評価
評価期間	4月1日～翌年3月31日	
基準日	1月1日	
対象職員	常勤の一般職（任期付職員を含む。）、再任用職員（短時間勤務職員を含む。）及び会計年度任用職員	
活用目的	任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用	

13 職員の退職管理の状況

(1) 職員の退職管理の状況

(単位：人)

区 分	民間企業 (株式会社・有限会社)	左記以外の法人
令和4年度退職者	1	2
令和5年度退職者	0	0

(注) 職員の退職管理に関する条例(平成28年条例第2号)第3条の規定に基づき、離職後2年間に営利企業等に再就職したとして届け出た職員数

14 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況(令和5年度)

(単位：人)

種 類	受診者数(延人数)
定期健康診断	420
人間ドック	1,375

(2) 職員の福利厚生状況

① 広島県市町村職員共済組合及び一般財団法人広島県市町村職員共済互助会

区 分	事 業 内 容
給付事業	短期給付(病気・けが、出産、災害時等の保険・休業給付)、長期給付(年金)等
福祉事業	保健事業(健康診断等)、貯金事業、貸付事業等
その他	福利厚生事業、積立年金事業等
備考	http://www.hiroshimakayosai.jp (共済組合ホームページ)

② 廿日市市職員互助会

市の職員の互助組織として、給付事業や健康増進事業等を実施している。

※市からの助成(公費支出)はなく、会員(職員)の掛金のみで運営

(3) 公務災害補償の認定状況(令和5年度)

(単位：件)

区 分	認定件数
公務災害	3
通勤災害	0

(4) 勤務条件に関する措置の要求の状況(令和5年度)

(単位：件)

継続件数	措置要求件数
0	0

(5) 不利益処分に関する審査請求の状況(令和5年度)

(単位：件)

継続件数	審査請求件数
0	0